

銀行等保有株式取得機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は監事(非常勤)を除く役員に対し、報酬の支払いを行っていない。

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構は監事(非常勤)を除く役員に対し、報酬の支払いを行っていない。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長

—

理事

—

理事(非常勤)

—

監事

—

監事(非常勤)

「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」の適用期間終了に伴い、諸謝金の10%減額を終了した。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	該当者なし	—	—	— ()	7月1日	6月30日	
理事 (非常勤) (4名)	該当者なし	—	—	— ()	7月1日 4名	6月30日 4名	
監事 (非常勤) (1名)	600	—	—	600 (諸謝金)	7月1日 1名	6月30日 1名	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、当該総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長 ()

理事 ()

理事(非常勤) ()

監事 ()

監事(非常勤) (諸謝金600千円(月額50千円)は、税理士や弁護士の一般的な年間顧問料等と比較しても妥当な水準。)

【主務大臣の検証結果】

()

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし	—	—	—	—	—
理事 (非常勤)	該当者なし	—	—	—	—	—
監事 (非常勤)	該当者なし	—	—	—	—	—

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

該当する制度はなく、導入予定なし。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員は全員、会員銀行等からの出向契約に基づき出向している。
当機構は当該出向契約に定める一定額を出向元銀行に支払っている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特になし。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の適用期間終了に伴い、平成26年4月より、以下の措置を行っている。

(職員について)

- ・措置の内容：職位に応じて実施していた俸給の7.77%～9.77%減額措置を終了。

(役員について)※監事(非常勤)のみ

- ・措置の内容：諸謝金の10%減額措置を終了。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	7	45	3,848	3,848	0	0
事務・技術	7	45	3,848	3,848	0	0

注：在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は存在しないので、記載を省略している。

また、常勤職員についても、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)は存在しないので、記載を省略している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 26,000	千円 27,000	千円 27,000	千円 24,679	千円 24,732	千円 26,938
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 600	千円 600	千円 600	千円 540	千円 540	千円 600
福利厚生費 (D)	千円 220	千円 255	千円 262	千円 204	千円 193	千円 229
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 26,820	千円 27,855	千円 27,862	千円 25,423	千円 25,465	千円 27,767

(注)福利厚生費は労災保険の負担額である。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額の前年度比増加は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の適用期間終了に伴い、職位に応じて実施していた7.77%～9.77%の減額措置を終了した影響によるもの。
2. 非常勤役職員等給与の前年度比増加は、同様に、非常勤監事の諸謝金10%減額措置を終了した影響によるもの。
3. 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく退職手当の引き下げについては、退職手当の支払いを行っていない。

Ⅳ その他

特になし。